

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月A県B市所在のC会社D造船所に雇用され、その後、E会社に出向し、昭和〇年〇月に同社を退職するまでの約13年7か月間船舶製造修理等に伴う石綿ばく露作業に従事した。

被災者は、平成〇年〇月頃から咳が出るようになり、同年〇月、以前から前立腺がんの治療を受けていたF病院に受診したところ「左上葉肺がん」と診断され、同年〇月切除手術を受けた。その後、被災者は、前立腺がん及び肺がんの経過観察のため通院加療していたところ、平成〇年〇月〇日肝機能検査で検査値異常を指摘され、翌〇日から入院加療していたが、同月〇日死亡した。同病院医師作成の死亡診断書の直接死因は「劇症肝炎」、直接死因の原因は「不詳」であった。

請求人は、被災者に発症した肺がんは石綿ばく露作業によるものであるとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した肺がんは業務上の事由によるものと認め、これを支給している。

また、請求人は、被災者の死亡は石綿ばく露作業によるものであるとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は過去に従事した石綿ばく露作業が原因で肺がんを発症し、また、そのことが原因で肝炎を発症し死亡したので、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨、主張しているので、以下、検討する。

### (2) 被災者の死亡原因について

F病院G医師作成の死亡診断書における直接死因は劇症肝炎であり、その原因は不詳、発病から死亡までの期間は約2週間である。上記診断は、急激に肝機能障害が進行し死に至った経過、検査所見及び解剖時肉眼所見等によってなされたものであり、当審査会としても妥当と認める。

平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付のH医師作成の意見書には、その後の病理組織検査により、死亡原因となった傷病名を急性肝不全（節外性T細胞リンパ腫の肝・脾浸潤による）と訂正する旨述べられている。一方、I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の死亡原因を劇症肝炎としつつ、H医師の意見書の所見をもとに悪性リンパ腫を所見として述べている。

当審査会としては、両医師の意見を勘案し、被災者の直接死因は劇症肝炎も

しくは悪性リンパ腫であると判断する。

(3) 死亡原因と業務の関係について

I 医師はその意見書において、「節外性T細胞リンパ腫は悪性リンパ腫であり、その原因は不明であるが、石綿ばく露は原因とは考えられないものである。」と述べており、当審査会としても、被災者のり患した劇症肝炎もしくは悪性リンパ腫の発症及びそれによる死亡と石綿ばく露の間にはいずれも相当因果関係はないと判断する。

次に、被災者がり患し石綿関連疾患と認定された肺がん及びその治療と被災者の死亡との関連について、H医師は意見書において、「肺がんや肺がん治療との因果関係はないと考えられる。」と述べており、I 医師も意見書において、要旨、平成〇年に上葉切除が施行された左肺がんは平成〇年の解剖所見において、再発所見はないことが確認されている旨述べている。当審査会としても上記意見書に加え、被災者の肺がんの良好な経過に鑑みて、被災者の死亡と肺がん及びその治療とに関連があるとは認められないと判断する。

(4) なお、請求代理人から提出された意見書等について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

(5) 以上みたとおり、被災者の死亡と石綿ばく露業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。